



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の最新スケジュールや、適正飼養の知識、お知らせ等をお届けする情報紙です。

愛護センターや保健所など行政からの譲渡です!



- 譲渡を受けるには、まず譲渡前講習会を受ける必要があります
- 群馬県、前橋市、高崎市いずれも事前予約が必要です
- 詳細は譲渡案内ちらしをご覧ください

## 譲渡前講習会カレンダー

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 前	6	7 前	8	9 群
10	11	12 前	13	14 群前	15	16
17 前	18	19 前	20	21 群前	22	23
24 前	25	26 前	27	28	29	30
31						

1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9 前	10	11 前	12	13 群
14	15	16 前	17	18 群前	19	20
21 前	22	23 前	24	25 前	26	27 群
28	29	30 前	31			

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせでご確認ください

群

群馬県動物愛護センター



前

前橋市保健所衛生検査課



高崎市動物愛護センター  
(個別予約制)



## 飼い犬が人を咬んでしまったら

わあ!!  
どうしよう!!



条例では、飼い犬が人を咬んでしまった時、飼い主には咬傷事故発生の届出が義務づけられています。いざという時に慌てて困らないよう、届出について知っておきましょう。

### 誰が、どこに、何を届け出る?

■誰が  
飼い主が届け出る義務があります。

■どこに  
咬傷事故が起きた場所を管轄する、動物愛護センターや保健所等に届け出ます。

県外へおでかけした先で事故がおきた場合は、その場所の機関に届け出ます。速やかに、まずは電話で相談しましょう。

■何を  
飼い主や犬、事故内容の情報のほか、咬まれてしまった方の情報も必要です。連絡先を交換するようにしましょう。



### どんな時に事故が起こる?

統計的には、散歩中に通行人を咬んでしまうケースが多くなっています。以下に、その他のよくあるケースを挙げたので、気をつけましょう。

- 配達員を咬んでしまった
- 犬同士のかんかを仲裁しようとした
- 放れている犬を捕まえようとした
- 犬に手を出した、なでようとした

興奮中・警戒中の犬は特に注意!!



忘れずに!! 咬傷事故を起こしたら、咬んだ犬が「狂犬病ではない」ことを証明するため、動物病院での検診が必要になります。また、1年に1度の狂犬病予防注射も飼い主の義務なので、忘れずに実施しましょう。

詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください!

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先:

食品・生活衛生課  
027-226-2442

